

## 稲城市立稲城第一小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本方針を定める。

### ※いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 基本的な考え方

### (1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという認識を全教職員で共有する。

「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童等はいない」という共通認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### (2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等の対策を推進するため、校長、副校長、教務主幹、生活指導主幹、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、その他関係職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。

同委員会を定期的開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

### 3 いじめの未然防止のための取組

#### (1) 授業規律の共通化、分かる授業づくり

授業規律の共通化を進め、児童一人一人が達成感や充実感をもてる、分かる授業の実践に努める。

#### (2) 道徳教育、人権教育の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導する。6月に「人権標語」、11月に「いじめ防止スローガン」を各学級で話し合って決め、全校朝会で発表し、自分や他人の大切さを認めることができるように指導する。

#### (3) ペア学年活動の充実

異学年集団による日々の活動においてお互いを尊重し、誰とでも仲良く過ごすことができるように指導する。その際に友達を呼ぶときには必ず「さん」「くん」をつけて呼ぶことを徹底させる。

#### (4) 体験活動の充実

他者と関わりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

#### (5) 学級経営の充実

学級活動に、互いの良さを見付けたり考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自尊感情、自己肯定感を高める取組を行う。

#### (6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、セーフティ教室等を通して、児童等及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

### 4 いじめの早期発見のための取組

(1) アンケート調査の実施……………いじめを早期に発見するために、毎学期1回(6月、11月、2月)に児童等に対するアンケート調査を実施し、児童の聞き取りと支援、指導、いじめ防止対策委員会で対策の検討、保護者への連絡、連携等を行う。

(2) 生活指導夕会での報告……………週に1回生活指導夕会を実施し、各学級の様子や児童の様子などを報告し、児童についての情報を共有したり共通理解をしたりする。

(3) 教育相談の実施……………SCによる5年生の全員面談や、全児童を対象としたSCによる教育相談を随時実施する。教育相談室やスクールソーシャルワーカー等の活用についても児

童・保護者に周知する。

- (4) 日記や連絡帳の活用……………日記や連絡帳を活用して児童等及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。
- (5) いじめ防止に関する研修の実施…いじめの防止に関する教員の研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

## 5 いじめに対する早期対応のための取組

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見付けた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童等・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童の安全確保や、心のケアなどの支援を行うとともに、保護者への支援や情報共有を行う。
- (5) いじめを行った児童に対する指導及び支援、その保護者に対する助言を行う。
- (6) インターネットを通して行われるいじめについて、教育委員会及び関係機関等と連携して迅速に必要な措置を講じる。
- (7) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察署と連携して対処する。児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 6 いじめ解消の判断

- (1) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないことを全教職員で共通理解する。
- (2) いじめが「解消している」と判断する際は、少なくとも、①いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること及び、②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされていることを確認する。なお、この相当な期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。
- (3) いじめが解消にいたっていない段階では、いじめを受けた児童・生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- (4) いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童・生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

- (5) 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童等が自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより児童等が相当の期間(年間 30 日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

### (2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、学校の下に調査組織を設置し、事実を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童等及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。  
(教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。)